

## 岩手中・高等学校吹奏楽部OB会会則

- 第1条 (名称) 本会は、岩手中・高等学校吹奏楽部OB会 と称する。
- 第2条 (目的) 本会は、会員相互の交流を深め、岩手中・高等学校吹奏楽部の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 (資格) 本会は、岩手中・高等学校吹奏楽部に在籍した卒業生であり、岩手中・高等学校吹奏楽部を支援しようという意思を持つものが会員となる。
- 第4条 (事業) 本会は、目的を達成するために、次の事業や活動を行う。  
(1) 総会・懇親会  
(2) OB会維持のための活動(役員会・事務局活動)  
(3) 岩手中・高等学校吹奏楽部への物心両面の支援活動  
(4) その他総会時に必要と認めた事業
- 第5条 (役員) 本会に次の役員を置く。  
(1) 会長 1名  
会長は本会を代表し、会を統括する  
会長は総会出席者の過半数をもつて選任される  
(2) 副会長 2名  
副会長は会長の補佐を務める  
副会長は会長の任命により選任される  
(3) 事務局  
事務局は会長の任命により事務局長と事務員を置く。  
(4) 会計 1名  
会計担当は会長の任命により選任される。  
(5) 会計監事 2名  
会計監事役は、総会前に会計監査を行い、総会で報告するものとする  
会計監事役は会長の任命により選任される。
- 第6条 (任期) 役員任期は2年とし、再任を防げない
- 第7条 (会議) 会議は、総会・役員会とする

- 第8条 (総会) 総会は本会の活動の経過と方針等会員が必要と認めたことについて討議する  
総会は年1回とし、会長が必要と認めた場合、臨時総会を開くことができる
- 第9条 (役員会) 役員会は、役員を持って構成し本会の運営上必要な事項を審議し、決議する  
役員会は会長が必要と認めた場合、会長が招集する
- 第10条 (審議) 会議の議事は、出席者の過半数の同意によって決定する
- 第11条 (会費) 本会の経費は、年会費その他の収入をもってあてる  
会費は社会人3000円、学生1000円とする
- 第12条 (徴収) 会費は原則的に総会時に徴収する、但しOB会報に同封の用紙で指定口座振込先に納めることができる
- 第13条 (募金) 緊急を要する場合や本会の目的・事業・活動のために必要な場合役員会にて協議し速やかに会員に報告する
- 第14条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる
- 第15条 (顧問) 本会に顧問を置くことができる  
顧問は役員会においてきめる
- 第16条 (その他) 必要事項は総会できめる
- 付則 この会則は 平成20年4月1日より施行  
平成23年7月29日一部改正  
平成27年5月24日一部改正